

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日文部科学省令第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十九年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一九年二二月二五日文部科

学省令第四〇号) 抄

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年十一月二十六日)から施行する。

附 則 (平成二一年三月四日文部科学省令第二号)

1 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の教科用図書検定規則第四条第三項の規定は、平成二十八年四月一日以後に同項に規定する教育課程の基準等の変更があった場合について適用する。

附 則 (平成二七年九月三〇日文部科学省令第三一号)

1 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の教科用図書検定規則第四条第三項の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月二二日文部科学省令第四号)

1 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年八月一〇日文部科学省令第三一号)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十四条の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年八月一〇日文部科学省令第三一号)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十四条の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この省令による改正後の教科用図書検定規則の規定にかかわらず、この省令の施行の際現に改正前の教科用図書検定規則第四条第一項の規定による申請が受理されている図書の検定については、なお従前の例による。

3 この省令による改正後の教科用図書検定規則の規定にかかわらず、この省令の施行の際現に改正前の教科用図書検定規則第十四条第一項か

ら第三項までの規定による申請又は届出が受理されている図書の訂正については、なお従前の例による。

附 則 (令和三年一月八日文部科学省令第五号)

(この省令は、令和三年一月十五日から施行する。)